第十一条の二第一項第一号中「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の四まで」を「第十三条まで」に、「第三十一条第一項」を「第六十七条第一項」に、「第三十一条ノ五」を「第八十二条」に、「第九条第一項から」を「第八条第一項から」に改め、同号イ及びロ中「第九条第一項第一号イ」を「第八条第一項第一号イ」に改め、同項第三号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同条を第十一条とする。

第十二条及び第十三条を削り、第十一条の四を第十三条とする。

第十一条の三第二項第二号中「第二十八条ノ三第一項第三号」を「第五十五条第一項第三号」に改め、同条第四項の表基準日において国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この項において「自衛官等」という。）を除く。）である者又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）である者の項中「（昭和三十三年政令第二百七号）」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条を次のように改める。

（法第八十六条第二項の政令で定める率）

第十四条　法第八十六条第二項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）第四条の表傷病補償年金傷病年金の項に定める率を控除して得た率（当該休業手当金の支給事由となつた疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表傷病補償年金傷病年金の項に定める率を控除して得た率）とする。

第十五条から第十九条までを削る。

第二十条の見出し中「第四十一条ノ二に規定する」を「第八十九条の」に改め、「及び額」を削り、同条第一項中「第四十一条ノ二に規定する」を「第八十九条の」に、「〇・二八」を「一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表障害補償年金障害年金の項に定める率を控除して得た率」に、「〇・三二」を「一から同令第二条の表障害補償年金障害年金の項に定める率を控除して得た率」に改め、同条第二項を削り、同条を第十五条とする。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条の見出し中「第五十条ノ六に規定する」を「第百条第四項の」に改め、「及び額」を削り、同条第一項中「第五十条ノ六に規定する」を「第百条第四項の」に、「〇・一一」を「一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表遺族補償年金遺族年金の項に定める率を控除して得た率」に、「〇・三〇」を「一から同令第二条の表遺族補償年金遺族年金の項に定める率を控除して得た率」に改め、同条第二項を削り、同条を第十六条とする。

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条（見出しを含む。）中「第五十九条第三項ただし書」を「第百十六条第三項ただし書」に改め、同条を第十八条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（保険料等交付金の交付）

第十七条　政府は、次項の場合を除き、社会保険庁長官が徴収した保険料その他法の規定による徴収金（以下この項及び次項において「保険料等」という。）が年金特別会計の健康勘定（同項において「健康勘定」という。）において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から社会保険庁長官が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第百十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を、法第百十五条の規定による交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）として交付する。

2　政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）を保険料等交付金として交付する。

3　政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4　前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十八条の二から第三十一条までを削る。

第三十二条中「第六十二条ノ三第一項」を「第百二十八条第一項」に、「法第十九条ノ三の規定による被保険者」を「疾病任意継続被保険者」に改め、同条ただし書中「同条の規定による被保険者」を「疾病任意継続被保険者」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の十条を加える。

（疾病保険料率の算定方法）

第十九条　協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（疾病任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。以下同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる疾病保険料率（法第百二十一条に規定する疾病保険料率をいう。以下同じ。）を算定するものとする。

一　次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ　法第百二十一条第二項第一号に掲げる額から同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ロ　法第百二十一条第二項第二号に掲げる額

ハ　法第百二十一条第二項第三号に掲げる額

ニ　一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他船員保険事業に要する費用（法第百二十一条第二項第一号及び第二号に掲げる費用に限る。）のための収入の見込額のうち当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額

二　一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の被保険者（疾病任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等（法第二条第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。第二十七条において同じ。）である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者を除く。次条、第二十二条及び第二十三条（これらの規定を第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条において同じ。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額